

平成 18 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 丸全昭和運輸株式会社
代表者名 取締役社長 野口 正 剛
(コード番号 9068 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 中野 正 也
電話番号 045-671-5711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 整備法の規定に基づき次の事項について定款の定めがあるとみなされたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
 - ①取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定の新設(変更案第 4 条)
 - ②株券を発行する旨の規定の新設(変更案第 9 条)
 - ③名義書換代理人から株主名簿管理人への名称変更および委託事務内容の変更(変更案第 13 条)
- (2) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。
- (3) 議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行うものであります(変更案第 19 条第 1 項)。
- (4) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第 17 条)。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 28 条)。
- (6) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第 41 条)。
- (7) 会社法等の施行に際し、会計監査人を置く旨の規定を新設したことに伴い、会計監査人の章を新設するとともに、当該規定を新設するものであります(変更案第 6 章、第 42 条、第 43 条、第 44 条)。
- (8) その他、会社法等が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の整理等の変更を行い、あわせて一部の字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は丸全昭和運輸株式会社と称し英文では Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.と表示する。	第1条 当社は、丸全昭和運輸株式会社と称し、英文では Maruzen Showa Unyu Co., Ltd.と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 貨物自動車運送事業	1. 貨物自動車運送事業
2. 貨物利用運送事業	2. 貨物利用運送事業
3. 港 湾 運 送 事 業	3. 港 湾 運 送 事 業
4. 通 関 業	4. 通 関 業
5. 倉 庫 業	5. 倉 庫 業
6. 海 上 運 送 事 業	6. 海 上 運 送 事 業
7. 構内作業及び機械荷役事業	7. 構内作業及び機械荷役事業
8. 建 設 業	8. 建 設 業
9. 梱 包 業	9. 梱 包 業
10. 航空運送代理店業	10. 航空運送代理店業
11. 警 備 業	11. 警 備 業
12. 産業廃棄物処理業	12. 産業廃棄物処理業
13. 労働者派遣事業	13. 労働者派遣事業
14. 港湾労働者派遣事業	14. 港湾労働者派遣事業
15. 塩の輸入、加工及び販売業	15. 塩の輸入、加工及び販売業
16. 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務	16. 不動産の管理、賃貸、売買及び仲介業務
17. 損害保険代理業	17. 損害保険代理業
18. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	18. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
19. 前各号に附帯する一切の業務	19. 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は本店を神奈川県横浜市に置く。	第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。
(新 設)	(機 関)
	第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに次の機関を置く。
	1. 取締役会
	2. 監査役
	3. 監査役会
	4. 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は1億9,700万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。	第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,700万株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の1単元の株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは当社は前項の請求に応じないことができる。</u></p>	<p>2. 前項の規定にかかわらず、当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については取締役会</u>定める株式取扱規定による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利制限)</p> <p>第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p>
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料については取締役会</u>定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第12条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定しこれを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議により予め公告のうえ、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とする事ができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて臨時招集する。</p> <p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、必要ある場合は取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第15条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(開催場所)</p> <p><u>第15条 株主総会は本店所在地又は支店所在地において開催する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p><u>第16条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(総会の決議の方法)</p> <p><u>第17条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u> <u>商法第343条の定めによる決議及び商法其他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条 株主が議決権の行使を委任する代理人は当会社の議決権を行使し得る他の株主とする。</u> 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(総会の議事録)</p> <p><u>第19条 株主総会の議事については議事録を作り議事の経過の要領及びその結果を記載し議長及び出席した取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第20条 当会社に取締役22名以内を置き必要に応じ取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(第16条に含める)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</u> 2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第21条 当会社に取締役22名以内を置き、必要に応じ取締役会の決議によつて顧問および相談役を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>取締役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は<u>その就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。但し補欠又は増員により選任された取締役の任期は他の取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(取締役会) 第23条 取締役は取締役会を組織する。取締役会は業務の執行を決定する。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは<u>取締役社長がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会招集の通知) 第25条 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日より5日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。尚取締役及び監査役的全員の同意があるときは招集の手続を経ずして開くことができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、</u>取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ずして開催することができる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第26条 取締役会の決議をもって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p><u>取締役会長、取締役社長及び取締役副社長は各自会社を代表する。また必要に応じて専務取締役のなかから代表取締役を選任することができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第26条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(業務執行)</p> <p><u>第27条 取締役会長は会社を総覧する。</u> <u>取締役社長は会社の業務を統轄し</u> <u>取締役会の決議事項を執行する。</u> <u>取締役副社長は取締役社長を補佐</u> <u>し会社の業務を処理する。</u> <u>専務取締役は取締役社長、取締役</u> <u>副社長を補佐し業務を分掌処理す</u> <u>る。</u> <u>常務取締役は取締役社長、取締役</u> <u>副社長及び専務取締役を補佐し業</u> <u>務を分掌処理する。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第28条 取締役会の決議は取締役の過半数 が出席し、その出席取締役の過半 数をもって<u>これを行う。</u> (新 設)</p> <p>(取締役会規定)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は法令また は定款に定めるもののほか、取締 役会において定める<u>取締役会規定</u> による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事については<u>議事録</u> <u>を作り議事の経過の要領及びその</u> <u>結果を記載し出席した取締役及び</u> <u>監査役が記名捺印してこれを会社</u> <u>に保存する。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第31条 取締役の報酬及び退職慰労金は株 主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社に<u>監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数</u> が出席し、<u>出席した</u>取締役の過半数 をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会</u> <u>の決議事項について書面または電</u> <u>磁的記録により同意したときは、当</u> <u>該決議事項を可決する旨の取締役</u> <u>会の決議があつたものとみなす。た</u> <u>だし、監査役が異議を述べたときは</u> <u>この限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、<u>法令また</u> は定款に定めるもののほか、取締 役会において定める<u>取締役会規程</u> による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要 領およびその結果ならびに<u>その他</u> <u>法令に定める事項は、議事録に記載</u> <u>または記録し、出席した取締役およ</u> <u>び監査役がこれに記名押印または</u> <u>電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執</u> <u>行の対価として当会社から受ける</u> <u>財産上の利益 (以下、「報酬等」と</u> <u>いう。)</u>は株主総会の決議によって 定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の<u>監査役は、5名以内とする</u> 。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任) 第33条 監査役は株主総会で選任する。</p> <p>監査役の選任決議については総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期はその就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。但し補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会) 第35条 監査役は監査役会を組織する。監査役会は法令で定める事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会招集の通知) 第36条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日より5日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。尚監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ずして開くことができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役はその互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもってこれをを行う。</p> <p>(監査役会規定) 第39条 監査役会に関する事項は法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会の議事については議事録を作り議事の経過の要領及びその結果を記載し出席した監査役が記名捺印してこれを会社に保存する。</p>	<p>(監査役の選任) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了とする時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ずして開催することができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第41条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第42条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益金処分)</p> <p>第43条 毎営業年度の利益金は株主総会の承認を経て処分する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第44条 利益配当金は毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払うものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第46条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p><u>第45条</u> 当社は取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第46条</u> 利益配当金及び中間配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領のないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p><u>第47条</u> 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>

以 上